

# ニューズレター

## このたびの「東北地方太平洋沖地震」による 災害のお見舞いを申し上げます。

このたびの「東北地方太平洋沖地震」により被災された方々、また、被災された福祉関係の施設及び事業所の皆様からお見舞い申し上げます。  
のぞみの園が所在する高崎市においても震度6弱という経験したことのない大きな揺れに見舞われましたが、幸いのぞみの園では人的被害、物的被害ともに発生しませんでした。また、のぞみの園から東北地方の各県、茨城県、千葉県及び栃木県に移行したご本人については無事であるとの確認が取れていることをご報告申し上げます。  
(理事長 遠藤 浩)

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の前身である国立コロニーは、昭和四十六年（一九七一年）四月に開設され、以来四十年が経過しました。

この間、昭和五十六年（一九八一年）の国際障害者年を契機としてノーマライゼーション理念が普及定着し、平成十五年度から十年間を計画期間とする障害者基本計画においては、入所施設について地域の実情を踏まえて真に必要なものに限定すること、一層の小規模化を図ることなどが謳われるとともに、施設から地域生活への移行の推進が大きな政策課題として位置づけられています。今や障害の有無にかかわらず全ての国民が

## 旧国立コロニー開設から40年

理事長 遠藤 浩

事情、また、国立コロニー

革推進会議」が中心となり、障害者自立支援法に代わる新たな総合福祉制度の創設など障害者関係制度の抜本的な改革について精力的に検討が進められています。

これまでの議論では、地域で生活する権利を前面に打ち

出し、地域移行と地域生活支援の充実に柱を据えた改革を目指す意見が大勢を占め、一部の委員からは入所施設の廃止といった意見さえ出されています。

このような改革の議論の大きなうねりと四十年という歳月の流れは、国立コロニーに入所せざるを得なかった人たちをめぐると

建設の経緯という歴史的事実を忘却の彼方に押しやるうと

しかしながら、現行の障害者関係制度は、数知れない先達たちの血のにじむような苦勞と尽力の積み重ねを礎として、また、障害のある人たちが

とその家族の切実な訴えと弛みのない働きかけを原動力として徐々に整備され、発展してきたことに鑑みれば、国立コロニーの開設当時を振り返り、その建設の趣旨と果たした機能を今一度確認して記録に留めておくことは意義あることと考えます。

## 「重症心身障害児(者)を守る会」の切実な訴え

国立コロニー開設の経緯をたどると、重症心身障害児のお子さんを持つ両親たちが、昭和三十年代から四十年代にかけて関係方面に医療福祉施策の確立を粘り強く、かつ、切実に訴え続けたという事実が突き当たります。

当時の障害福祉施策は、知的障害児施設などの施設整備が中心であり、在宅施策はなさに等しい状況でしたが、施設の受け入れに当たっても、職員体制や設備の不十分さ、福祉理念の未熟さなどにより軽度から中度の障害のある人が中心となり、重度・重複の障害のある人は取り残されがちでした。特に心身に重度の障害が重複している重症心身障

害のある人たちは施設体系の谷間に置かれ、さらに不治永患として医療の対象からも除外され、家族の献身的な介護によりようやく命を長らえるという悲惨な状況にありました。

日本赤十字社産院の医師であり、後に重症心身障害児施設島田療育園の園長となった小林提樹医師は、昭和二十年代から重い障害のある乳幼児の問題に直面し、このような子どもを守るという立場から積極に社会的発言を行うようになり、昭和三十年から同医師が開催した「両親の集い」に参加し、重い障害のある我が子の療育について学んでいた父母たちは、同医師とともに重症心身障害児のための施設の実現に取り組み、昭和三十六年に島田療育園の開設にこぎつきました。

さらに、小林医師の下に結集した父母たちは、昭和三十一年に「重症心身障害児(者)を守る会」(以下「守る会」と略称します)を結成し、「最も弱いものをひとりもれなく守る」をモットーに、重症心身障害児(者)の国立施設整備を柱とした関係施策の確立を関係方面に強力に、か

つ、粘り強く働きかけました。その真摯な訴えは、マスコミなどでも大きな社会問題として取り上げられて国民の間に大きな反響を呼ぶとともに、政治家、行政担当者をはじめ多くの関係者の心を動かしました。

## 重症心身障害児施設整備と国立コロニーの建設

このような「守る会」の運動が結実して、昭和四十一年度予算において、国立療養所の結核病床の転換による重症心身障害児の施設整備費(十一カ所、五百二十床)が計上され、また、欧米の大規模障害者施設にヒントを得た国立コロニーの建設の方針も決定されました。

国立コロニーの建設については、昭和四十年九月に厚生大臣の私的諮問機関として「心身障害者の村(コロニー)懇談会」が設置され、早くも同年の十二月には意見書がとりまとめられました。同懇談会では、コロニー建設により重い障害のある人たちをめぐめる様々な問題を一挙に解決できるのではないかと期待

が高まっている一方、欧米では大規模障害者施設に対する批判、反省が次第に強まっているという状況も踏まえつつ、我が国独自の立場からコロニーの理念と機能をまとめることとして、熱心な議論が尽くされました。

その結果、①従来の施設体系にはなかった終生保護を可能とする総合施設を作る②知的障害の人たち、肢体不自由の人たち、重症心身障害の人たちなどが一緒に居住して社会生活を営むことができる③その規模は千五百〜二千人程度とする、という方向で意見が集約されました。

厚生省は、昭和四十一年度に、国立コロニーに居住する障害のある人たちの総数は千五百人、その内訳として、知的障害の人は七百人、肢体不自由の人は七百人、重症心身障害の人は百人とする「国立心身障害者コロニー設置計画」を決定し、昭和四十五年からの入所者の一部受け入れ開始を目指して建設を進めることとなりました。

なお、国立コロニーの建設地については、昭和四十一年三月二十七日の朝日新聞に掲載された「ここに念願のコロニー」の見出しに始まる記事によれば、「群馬、静岡、埼玉、栃木の各県内の十四カ所が候補」にのぼりましたが、「居住条件がよく、近くに群馬大医学部があり、その協力が得られる、群馬県は手工業が盛んで、収容者の社会復帰にも便利」などの点から高崎市に決まりました。

## 「動く重症児」の問題の顕在化

載された「ここに念願のコロニー」の見出しに始まる記事によれば、「群馬、静岡、埼玉、栃木の各県内の十四カ所が候補」にのぼりましたが、「居住条件がよく、近くに群馬大医学部があり、その協力が得られる、群馬県は手工業が盛んで、収容者の社会復帰にも便利」などの点から高崎市に決まりました。

結局国立コロニーの開設は昭和四十六年四月となり、建設決定から入所者の受け入れまでに五年の歳月を要しましたが、この間に重症心身障害児の施設整備は大きな進展を見ました。すなわち、昭和四十二年の児童福祉法の一部改正により「重症心身障害児施設」の法定化が実現し、一万六千五百人の重症心身障害児(者)の受け入れを目標に国立療養所の委託病床と公法人立の重症心身障害児施設が着々と整備され、昭和四十五年度までの定員数は、国立療養所二千八百八十床、公法人立二千九百二十二床、合計五千八百二床に達してい

ました。

一方で、「重症心身障害児施設」の法定化の際に、重症心身障害児の定義を「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童」としたことにより、重度の知的障害はあるものの、「伝い歩きができる」「動き回る」などにより重症心身障害児の定義には該当しない、いわゆる「動く重症児」の受け入れ施設がないという問題が顕在化しました。「ひとりもれなく守る」をモットーに運動していた「守る会」としてもこれを看過することはできず、「動く重症児(者)受け入れ対策の確立」を強く国に働きかけていました。

## 国立コロニーの開設

このように重症心身障害児を受け入れするための施設整備が進んだこと、また、国の財政事情が思わしくなかったことなどを背景に、国立コロニーの設置計画も数次にわたり見直され、入所対象者を「重度の知的障害の人」と「身体障害を併せ持つ知的障害の人」とし、定員規模は

五百五十人に縮小することとされました。重症心身障害のある人たちをめぐる深刻な問題への対応をきっかけとして構想された国立コロナーは、結果として重症心身障害のある人たちを対象としない施設として開設されることとなったのです。

「守る会」は、国立コロナー建設について、その機関誌である「両親の集い」の中に、「私たちの大きな期待でもあり、支えでもあります」（昭和四十一年十一月号）、「こ

こにつくられるコロナーが名実ともに国民の総意に基づく愛情の山のなるよう、そして、福祉国家の名に恥じない、むしろ日本の福祉政策のシンボルになるよう、心から願わずにいられます」（昭和四十三年六月号）などの記事を掲載し、大きな期待をもってその開設を心待ちにしています。しかし、重症心身障害のある人たちが対象外となることを知って、「重症児がはざされるのではないかと、私たちは心から喜べない現状です」（昭和四十六年八月号）と落胆の色を隠せませんでした。

## 重い知的障害や行動障害のある人たちの受け入れ

国立コロナーの開設に当たり、都道府県・指定都市に対して人員を割り当てて入所の申し込みを募ったところ、入所定員五百五十人に対して七百五十一人の申し込みがあり、入所基準に基づき審査が行われ、入所者が決定されました。

昭和四十六年四月、まず国立秩父学園の入所者のうち十八歳以上の者四十九人を受け入れたのを皮切りに、開設後1年以内に五百人以上を受け入れました。

昭和四十七年度末の入所者五百三十八人の障害の状況を見ると、知能指数三十未満の人が八三割、視聴覚等の感覚器官に障害のある人が二二割、言語障害の伴う人が五四割、肢体不自由のある人が二五割を占め、異食、浮浪、破衣、自傷、弄便などの問題行動のある人もかなりの数にのぼったことから、重度・重複の障害や種々の問題行動があるために一般社会での生活は困難とされた人たちが、ある



開園式(管 修理事長挨拶)昭和46年4月

いは、既存の施設では対応が困難とされた人たちを中心に受け入れたということがいえます。いわば重い障害があるために地域社会の中に居場所を見出せなかった人たちが、やむを得ず避難して生活を始めた場所が国立コロナーであったということもできるかと思えます。

また、入所者の成育歴を見ると「出生後ずっと在宅のまま養育、介護を受けていた者」が五七割を占めていたこと、既に見たように肢体不自由のある人が二五割を占めていたことなどから、重症心身障害児(者)の施設整備が進んでもなお施設体系の谷間にあった「動く重症児」がようやく適切な施設に入所できたという事例も少なからず含まれて

いたはずですが。このことは、「両親の集い」（昭和四十六年八月号）に、会員の中から従来の障害者施策からもれてきた重度の知的障害の子どもが国立コロナーに入所することができたこと、入所した子どもたちは意外と早く集団生活に慣れたことなどを紹介した記事が掲載されていることからも裏付けられます。

国立コロナーの開設後しばらくの間は、入所者全員を対象にして最新の知見に基づいた治療訓練を日々実践することにより障害の軽減を図り、社会復帰を目指すという試みも行われていましたが、やがて入所者は施設生活に徐々に適応し、終の棲家として平穏な日々を送ることとなりました。二十年、三十年という歳月の流れは、家族との絆や生まれ育った地域とのつながりを希薄化していったこと否めません。

## 地域移行の取り組み

平成十五年（二〇〇三年）十月の独立行政法人への組織替えを契機として、国立コロナーから引き継いだ利用者の

方々を対象に、家族の居住する地域で新しい生活を始めるように総合的な支援を提供する地域移行事業に取り組みむこととなりました。

これまでの地域移行事業による退所者数は、全国の関係者の皆様から格別のご理解ご協力を賜ったことにより百人を超えましたが、なお入所利用者は三百五十一人（本年一月一日現在）を数えます。うち国立コロナー開設後一年以内に入所した方々は二百二十四人で六四割を占め、入所期間三十年以上という区分で見ますと、全体の八〇割を占めています。

冒頭にご紹介したように地域生活の保障を旨とする制度改革の議論が加速する中で、地域移行事業にこれまで以上の力を傾注していかねばなりません。かつて国立コロナーでの生活を選択せざるを得なかったご本人とご家族の心情に思いを馳せると、ご本人とご家族がともに喜びを分かち合えるような新たな選択を実現しなければならぬ、そのためには一人一人丁寧に手順を踏んで進めていくことが何より大切であると肝に銘じています。

# 中米コスタリカで

## 障害者の就労支援セミナーを行う

### 不安な幕開け

飛行機を乗り継ぎ二十二時間。「街灯も家の灯りもくすんだオレンジ色だけ。」首都サンホセの上空から見た、コスタリカの第一印象だ。

国際協力機構（JICA）の短期専門家として、中米コスタリカで障害者の就労支援（ジョブコーチ）セミナーの開催要請を受けるまで、コスタリカに関する知識はほとんどなかった。にわか仕込みの情報は、動植物が豊富な熱帯雨林、軍隊のない中立国、コーヒーの産地、美女が多いと有名な中南米の中でも特に



首都サンホセの目抜き通り（中央のポスターの女性は大統領）

有名、こんな程度のものである。発前日まで、気候に合った服装や通貨の単位（為替レート）も知らなかった。心配していたのは、日本のプログラムであるジョブコーチセミナーを、コスタリカ版として本当にアレンジできるのか？

コスタリカの朝は早い。首都サンホセは、標高一一五〇呎の高原。常春の素晴らしい気候だ。ただし十一月後半は、雨季が空ける少し前。それでも、午前中は毎日晴天。雨が降る前に仕事の大半を終わらせるのがコスタリカの文化なのか。早朝六時には、メインストリートは通勤客で溢れかえる。

そういうわけで、二つの都市で、合計九日間実施する就労支援セミナー初日の開催時刻は、朝の七時半。短期専門家として派遣された大妻女子大学教授の小川浩さんと、JICA派遣専門家と三人で、時差の眠さに耐えながら、何とか開始時間前にセミナー会場に到着。ところが、誰もいない。しばらくして、通訳担当の日本人が到着。さらにしばらくすると受講生が一人、また一人増えていく。主催者側もコスタリカの福祉、教育、労働機関の人も誰も来ない。その上、講義に用いる液晶プロジェクターとスクリーンも無い。コスタリカの文化に慣れていない私と小川さんは、ただただ呆然とするだけ。セミナーの開催セレモニーには、当初、労働大臣が挨拶に来る予定だったのに、どうなっているのだろうか。

### 冷静かつ情熱的なまなざし

四十五分遅れでスタートした開会セレモニー。それが終わると、印象は一変する。受講生の教養が高そうだ。聞くところによると、人口四百万人少々のコスタリカに、通所型の成人障害者施設が三十三カ所設置されているらしい。どの施設も運営は民間の非営利組織。しかし、そこで働く支援員は、全員が教育省から派遣されている教師であり、公務員身分だそうだ。もちろん、最終学歴は教

育系の大学。「私たちの国の軍隊は子どもたちだ！」との公共広告がうたれているだけあり、教育予算は莫大なものに違いない。

障害者の就労支援に対する関心も高まりつつあるようだ。近年、新しい法律が通過し、公的機関では障害者を五割雇用する、いわゆる雇用率制度がスタートした。残念ながら、掛け声だけで「実効性がない」と多くの受講生は口を揃えた。労働省の副大臣からも、省内で働いている障害者の実態を調査したところ、障害種別に「肥満」とあげてくる部所があったと嘆いていた。日本でも、障害者雇用促進法が誕生してから、障害者雇用が実質的に普及し始めるまでに、五十年の時間が必要だった。

一方、雇用率制度の網の外なのに、民間事業所での障害者雇用は、静かに広がり始めているようだ。米国資本の大手ファーストフード「Tacobell」は、店舗によって多くの聴覚障害者を雇用しているのが有名。また、コスタリカ商工会議所では、障害者雇用に取り組んでいる企業に対して顕彰制度を設けている（労

働省と共催)。知的障害者の雇用も少しずつ広がっている。「トヨタ自動車の販売店で洗車をしていた知的障害者が先日辞めてしまった。残念だ」と受講生から聞かされた。



就労支援セミナー中  
(グループディスカッションの様子)



就労支援セミナー中 (企業の人事担当者との交渉に用いるパンフレットの作成)

ちなみに、街中の自動車の八割以上は日本車だ。

別の取り組みもあるらしい。バナナの葉で作ったちまき風の COSTARICA 料理「タマール」を作る障害者雇用事業所や、車椅子の修理・製造をする障害者雇用事業所など、新たな起業支援も行われている。成人障害者施設においても、日中活動で積極的に生産活動をとり入れている。食品加工やサイクル、手芸、園芸と、日本の施設とほとんど変わりはない。驚いたのは、日本の視察でヒントを得て、牛乳パックのリサイクル製品を作っている作業所がいくつかあることだ。ロゴやデザインセンスは、日本は COSTARICA に太刀打ちできない。また、多くの施設の庭で、小ぶりのレタスを栽培している。これら

はすべて大手スーパーが買い取り、販売しているらしい。スペイン語が全く理解できず、通訳を通しての断片的な情報では、不正確な思い込みもたくさんありそうだ。しかし、セミナー受講生の情熱的なまなざし、グループディスカッションの白熱した議論、どんなに議論が白熱しても話をうまくまとめる冷静さ、ことばが理解できない私にも驚きの連続であった。日本で作られた就労支援の研修プログラムに、勘を働かせ、共同で取り組める基礎知識の高さと、意欲は相当なものである。

### Pura Vida

セミナー受講生との質疑応答の一場面。

(受講生)「日本では民間企業にも雇用率があるのは素晴らしいが、一・八割という数字は低すぎないか？」

(私)「この数字は政治的に決まった数字ではなく、五年ごとに障害のあるなしの雇用者数、失業者数を算出し計算している数字で、概略の計算式は…」

(受講生)「それは驚いた。COSTARICA では、そんな数字見

たことがない。労働省では公表されているのか？」

(労働省)「公共の職業安定の仕組みが異なっている。COSTARICA では把握できない」

日本の障害者支援の基礎データは、驚くほど充実していることに気づく。

食事のために地元のレストランに入ると、たくさんさんのホール担当従業員が待機している。追加オーダーで料理とビールを注文する。でも、必ず

どちらかを忘れられてしまう。日本の居酒屋やファミリールレストランの合理化されたシステムに適應しているパート職員の労働生産性の高さに気づく。さらに、障害のあるなしにかかわらず、労働力として高く評価される才能や資格を持ち合わせていない人が、日本の社会で幸福感を

持ちながら生活するにはどうすればいいのか? 日本の裏側のレストランでビールを飲みながら議論した。

日本で生まれた就労支援セミナーを受講した人たちに、制度と技術、そしてスピリッ

ツの大きさが少しでも伝わっていればと願っている。同時に、私にとつては、わずか二週間少々の短期間だが、同じ障害者福祉の現場で働く、志高い人たちと接することができ、自分のワークモチベーションを高めてもらった気がする。COSTARICA の人は、ちよつとした挨拶に「最高よ」といった意味で「Pura Vida」と声をかける。直訳すると「ピュアな人生」となるのだそう。セミナーの最後に、教えてもらった。



セミナー修了後の記念撮影

「ジヨブコーチ Pura Vida」  
(研究課長 志賀 利一)

# 発達障害と家族支援

平成二十二年十二月二十日に高崎シティギャラリー・コアホールにおいて、国立のぞみの園福祉セミナー二〇一〇が開催されました。

当法人では毎年「福祉セミナー」を開催し、知的障害や発達障害を取り巻く現状について、様々なテーマを取り上げております。

今年のテーマは表題の通り「発達障害と家族支援」を取り上げることに致しました。発達障害というその特性上、



様々な場面で苦勞を強いられるしてしまうことが多く、多方面からの支援や理解が必要であることが徐々に認識されつつあります。家族支援についてはその必要性が高いものの、現状のシステムにおいては不十分な面があることを、臨場より感じています。特に発達障害をもつ児の親は、育児に対する不安が非常に強いにも関わらず、相談する場所や機会もないまま途方に暮れ、働きたくても児を預かってもらう機関もなく、あるにしても常に定員いっぱいであるような状況が続いており、これは社会資源の整備が現状に追い付いていないことを示しているで

しょう。このような環境下では親は社会から孤立し、深刻な場合は虐待などの問題に陥ってしまうこともあるのです。

これらは社会的にも重要かつ緊急的な内容であり、当法人でも家族支援に関して全力を挙げて取り組んでいるところではあります。以上のような発達障害に纏わる深刻な現状を周囲にも理解していただくこと、そして今後何をすべきか、何が必要なのかを議論し深めていくことをコンセプトとして、セミナーを企画する運びとなりました。

## 発達障害を取り巻く現況とその歴史の変遷

まずは、基調講演として、香川大学医学部附属病院「子どもと家族」こころの診療部」教授である石川元先生より、発達障害を取り巻く現況とその歴史の変遷につき、御講演頂きました。

現在「発達障害」を取り巻

く状況として、その「用語」だけが独り歩きし、発達障害概念の歴史・用語理解については混乱の一途を辿っていること、それにより各方面での共通理解に困難が生じていること、支援本の氾濫(はんらん)いわゆる「孫引き本」の増加、そして歴史的背景より経験則を重んじる臨床家の風潮があることを指摘されておりました。

いわゆる過剰啓発の功罪を改めて考えるときにも、正しい理解を推し進める必要が今は大切なことであるという思いに駆られた講演でした。

## 自閉症青年の家庭内支援

次に、社会福祉法人横浜やまびこの里「ポルト能見台」支援課長である西尾紀子先生より、「自閉症青年の家庭内支援」というテーマで、特に引越しを契機に支援の取り組みを再構築し、成功した例を取り上げられました。

まずは、自閉症児・者の支援として「見通しをたてること」の重要性をお話いただきました。自閉症の特徴である「イメージーションの困難性」に基づく支援は、ある活動を行う際に時間・空間的配慮、活動課題の整理、感覚刺激の

遮断など、様々な配慮と工夫がされるわけですが、今回の講演では、転居という大幅な生活環境の変化を、むしろ支援の再構築に生かせるのではないだろうか、という発想の転換が奏効した、という事例でした。

具体的にはTEACCHの理念に基づき、場所の構造化、生活日課や活動の具体的提示、具体的言葉がけの手段と方法、家族への援助と協力などを転居の際に全てプランニングし、職員スタッフの援助のもとで新環境への適応を支援する場面について、実際の映像を織り交ぜながらお話しいただきました。「家族との共同作業から生まれる共感性」、このメッセージが今回のセミナーのテーマとしても非常に心に沁み渡る思いが致しました。

## 子育て支援から学んだもの

次に、NPO法人「リンケージ」理事長の石川京子先生より、「子育て支援から学んだもの」として講演頂きました。石川先生は主に発達障害をもつ若者の就労支援を中心に精力的に取り組まれており、最近では児童の療育支援に

も携わっておられています。今回は子育て支援、特に療育の場より家族から学んだことを、丁寧かつわかりやすくお伝えしていただきました。

家族は、こどものライフステージに沿って、育児・教育・進路選択・自立・老い、それぞれのステージでストレスを抱えることとなります。発達障害というハンディを抱えながらも各時期の発達課題を達成するために、親が如何に障害受容というプロセスを経るための支援が必要か、そして親は子に何をすることが必要か、それは必ずしも一貫しなくてもよいこと、皆「人」であるのだから、というお話が印象的でした。そして、当事者や家族が抱えている問題に対する解決は、誰でもない、自らが選択し自らが決定することなのであり、その権利を周囲が奪ってはならない、というお話は、発達障害に限らず誰もが皆そうであるはずだと改めて実感させられました。[Five hearts]の話では、人が社会で生きるために必要な五つの心、それは、励まされ、存在が肯定され、成功体験を積み、共感され、そして自己決定・自己選択がある、

というのです。発達障害をもつ当事者やその家族は、この「五つの心」がとても少なく低くある現状を、皆が認識しなければいけません。最後に「Three suns」として「何を」「いつまで」「今日からできる現実的なことを」という支援の根幹を締めくくりとして頂きました。それには家族の結束力が何より必要であり、それは多様性を外にも向けられる力となり得るのだと、深く感銘を受けたお言葉でした。

### 福祉、教育、医療が できること

最後に、シンポジウム「発達障害と家族支援〜みんなをつなげて、そしてつづけていこう〜福祉、教育、医療ができること」というテーマでディスカッションを行いました。筆者がコーディネーターを務めさせていただき、シンポジストは当事者を代表して群馬県自閉症協会会長の山田智子様、教育を代表して高崎市教育委員会学校教育課指導主事の飯島好行様、福祉を代表して障害者（児）相談支援センターポナ室長の天田圭崇矢様、医療を代表して当法人診療所臨床心理科長の斎藤史泰

より、「ご発言いただきました。今回取り上げたテーマは、発達障害をもつ当事者の家族に対する支援の現状、療育手帳制度、特別支援教育、就労支援・障害者雇用、家族の孤立・レスパイトケアにつき、様々な御意見をそれぞれのシンポジストよりいただきました。発達障害はその特性が目に見えにくい」という部分があるため、それぞれの場面で苦労を強いられたり誤解されたりすることが非常に多いという意見があり、そのためには周囲にまずは障害を持っているのを「分かってもらう」ための工夫が必要なこと、教育現場でも特別支援教育の充

実を図るべく、各種研修会などを開催しているが現状のニーズに対応できない面も課題として残っていること、福祉サービスイキ窓はあるものの、それにつながるための援助体制の構築が急務であること、医療では当事者の診断や治療・療育のみならず、家族を支える機能として家族心理教育によるピアサポートなどの充実を図っていることが挙げられました。筆者は臨床の場で出会う当事者や家族の話を聞くにつれ、いかにコミュニケーションから孤立してしまっており、常時高いストレス下で生活を強いられているのかを痛感しております。レスパイトケアの視点から、家族の休息の場をいかに提供できるか、そして家族の持てる力をエンプワーすること

が重要であるか、今後は地域社会の資源を機能的に連携させ、「みんなで繋げ支え合う」そんなネットワーク構築がされるとよいだろう、とシンポジウムの話題



より考えさせられたところがあります。

◇ ◇ ◇

今回のセミナーはお陰様でもちまして、約三百人の参加者で満席となりました。これは、発達障害を取り巻く現状に対する関心の高さとともに、様々な場面で対応に苦慮されていることの反映であるとも言えるでしょう。今後は当法人においても発達障害の支援に対する取り組みは必要不可欠な喫緊課題であること

を改めて認識した次第です。講演者の皆さまにはご多忙の中快く講演を引き受けて下さり、この場をお借りして感謝申し上げます。  
(診療所長 有賀道生)

# 福祉サービスを必要とする罪を犯した 知的障害者等の地域生活支援に向けて

## Part 3

平成二十三年二月二十三・二十四日に高崎シティギャラリー・コアホールで、当法人が主催する「国立のぞみの園福祉セミナー二〇一一」が開催されました。セミナーには、法務・福祉の関係者など外部より二百五人、当法人の職員五十三人の参加がありました。このテーマでの開催は三回目ですが、今回も大きな関心を得られています。

### 1 日目概要

一日目は、当法人の遠藤理事長の主催者挨拶・基調報告が冒頭に行われました。

続いて、シンポジウムとして「地域定着支援センター事業が始まって二年、矯正・福祉現場はどう変わったか」をテーマに、増田せつ子氏（岡刑務所処遇部企画部門 類・社会福祉士）、中川英男氏（滋賀県地域生活定着支援センター所長）、原田和明氏（一羊会相談支援センターであい所長）を迎え、コーディネーターは、脇中洋氏（大谷大学教授）が務め、さまざまな角度から貴重な意見を頂

きました。

まず、増田氏から、矯正施設での社会福祉士の業務から見えてきたこととして「対象となる人物の選定や福祉への橋渡しにおける困難さ、また、地域で支援していくためには、社会資源の開發や犯罪者という偏見の払拭並びにリスク回避のためのトータルサポート体制の拡充が必要である」とのことでした。

中川氏は、地域生活定着支援センター（以下「センター」という）の役割として、センターが始まって二年が経過し、現在三十八道府県にセンターが設置されている現状と特別調整した支援者等の各種の内訳などの調査報告及びセ

ンターとしての現状と課題並びに地域連携がうまくいっている事例等のさまざまな面について報告されました。

原田氏からは、相談支援の立場での話しとして、障害者向けの矯正プログラムの必要性や矯正施設に入所中にソーシャルワーカーが関われる体制作り、また、矯正施設の社会福祉士と地域のソーシャルワーカーの連携、センターと地域の相談支援の連携が重要であることや行政・福祉の支援チームによる対応の大切さ



セミナー1日目（基調報告）

について報告されました。これらを受け、最後にコーディネーターの脇中氏より、被害者支援に対して「何故、加害者支援を行うのか」という世間一般の意見を動かすことは困難なことではあるが「本当の意味での被害者支援として加害者の生き直しを発信して行く必要がある」との話がありました。

次に、シンポジウム2は「実践報告と課題の検討」をテーマに、松本一美氏（和歌山県地域生活定着支援センター

まゝる所長）、大藤恵美子氏（福島県矢吹しらうめ通勤寮主任援助員）、関口清美氏（とちぎ地域生活定着支援センター所長）、当法人からは梶田徹（生活支援部第1課こまぐさ寮主任生活支援員）を迎え、コーディネーターは、当法人の小

林隆裕（生活支援部第2課はまゆう寮長）が務めました。まず、松本氏から、センターの役割として矯正施設からの依頼により、本人との面接や安心できる人間関係（キーパーソン）の構築が必要であること、関口氏からは、地域で支えるためにそれぞれの役割を担った人達との合同支援会議の必要性があることについて報告がありました。

次に施設での役割として、大藤氏からは、実践報告として利用者全員でのミーティングを通して、他の利用者の意見を聞くことで自分を見つめ直し、分かり合える関係性が構築できたことについて報告がありました。

当法人の報告では、矯正施設を退所した知的障害者への統一した支援や重度知的障害の中で中・軽度の知的障害者の支援等に取り組む生活の場として「自活訓練ホーム」を開設したことにより、同じ支援レベルの人達に対して統一した支援が可能となり、支援の幅が広がったことについて報告を行いました。

最後にコーディネーターの小林より、「この課題は福祉のものであり、福祉でこの人

たちを受け止めてほしいと願います」とセミナー参加者に協力を求め、一日目は終了となりました。

(生活支援部第1課こまくさ

察主任生活支援員

悴田 徹)

## 2日目概要

二日目は、今年度、当法人では厚生労働省の障害者総合福祉推進事業「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査・研究」を受託していることから「指導的立場にある施設職員研修」を想定したプログラムで行われ、午前中は講義・午後は講義に対する質問への応答という形で進められました。

はじめに講義Iとして大塚俊弘氏(長崎県こども・女性・障害者支援センター所長)より「知的障害と犯罪(知的障害者が犯罪に至ってしまう場合の特徴)」について講義が行われました。大塚氏は精神科の医師であり、特に脳の構造から障害者の非社会的・反社会的行動を理解する事が必

要で、コミュニケーション上の困難さや、特に生育歴に問題を抱え、愛着障害といわれる人たちについては虐待やネグレクトが神経線維の形成に影響を及ぼしており、不適切な養育の影響や脳神経の未発達から行動に影響が出ていることを支援者側は前提として理解しなければならぬことを伝えていました。また、支援の中においてはリカバリーとエンパワメントとしてその人の本来持っている自己決定能力を高め人生の主体者として生きていく力を高める事が重要であり自助活動、相互援助活動などのセルフヘルプ活動が重要な役割を果たす事を伝えていました。

続く講義IIでは、国立のぞみの園参事の水藤昌彦氏より



「支援体制の構築」として、支援体制・支援にあたっての理念の統一・支援環境の設定について講義が行われました。支援体制では自転車の車輪を例えにハブとスポークモデルとして本人・支援チーム・地域資源があるが、その基礎となるものは支援にあたっての理念であり、その統一が何より重要であることを伝えていました。その理念の統一は支援の基礎を築くものであり、支援に統一性や一貫性を持たせ、また、人権侵害を防ぐ役割を果たすものであり、様々な場面での判断基準となることを伝えていました。また、その理念を作るにあたっては、なぜ加害者支援をするのか・犯罪の捉え方・支援者が自分の考え方の傾向を知る

こと・想像することの大切さ・エンパワメントが重要であるとし、また、支援環境の設定では目標とその流れを本人にとって判りやすい設定(見通し)を持てるようにすることが重要であることを伝えていました。講義IIIでは、脇田康夫氏(大阪府立砂川厚生福祉センター自立支援2課

つばさ施設長)より「支援の技術(個別支援計画の作り方と具体的支援技術)」として講義が行われました。大阪府立砂川厚生福祉センターとしては、矯正施設等を退所した知的障害者や触法行為に至った人達、また、反社会的行動から地域では支援が困難になっっている人達を社会関係性障害のある人と呼び、SST等の様々なプログラムを用いて支援が行われていることが報告されました。また、本題である個別支援計画を作成する上では入所前における情報収集と丁寧なアセスメント、また、個別支援計画の作成では入所段階から本人と地域移行のイメージを持つてもらい、進めていくことが重要であり、支援者も含めて道筋が明らかになることが必要であることを伝えるものでした。

午後の講義に対する質問への応答として、会場からの質問に答える「参加者とのセッション」では、当法人の小野隆一地域支援部長の司会により進行され、会場からの質問に対して大塚氏・水藤氏・脇田氏の三名が回答されました。特に参加者から多かった質問としては、「自助グルー

プを作っていくときの留意点はどうかあるべきなのでしょうか」「神経回路がつながりにくいため、発達が遅れるということがありますが、これは、青年期以降において回復は可能なのでしょうか」「支援理念の統一を図るためにはどうすればよいのでしょうか」「特に刑務所から施設に入所された方は、なかなか心を開いてもらえずサポートが非常に難しいため、どのように支援をしたらよろしいのでしょうか」「SST(生活技能訓練)や窃盗改善プログラムとはどういうものなのでしょうか」など、たくさんの質問が寄せられました。また、一つの質問に対しても立場の違う三名の方々から丁寧な回答が得られたため、午前の講義について更に深く理解を深めることができましたのではないかと思います。

最後に当法人の篠原理事より、関係省庁及び各方面の方々のご協力により無事成果のあるセミナーを行うことができたことについて謝辞が述べられ、二日間の日程を終了しました。(生活支援部第2課はまゆう 察長 小林 隆裕)

# 新カリキュラムに対応した相談援助実習マニュアル及び 実習プログラムを実施した3力年(平成20～22年)の結果について

平成十九年十二月、介護・福祉サービスを支える中核的な人材である社会福祉士及び介護福祉士について、その資質の確保と向上を図るために「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部が改正されました。

当法人では、この改正を受け、平成二十一年四月、「相談援助実習プログラム作成検討委員会」を立ち上げ、従来の実習カリキュラムの内容に加えて、新しく社会福祉士養成課程に義務づけられた「福祉サービス関係者との有機的連携や橋渡し」「各種サービス間のネットワーク形成」など福祉・介護サービス提供の現場において求められる「実践力」を養うことを主眼にした新しいカリキュラムを作成しました。

従来の当法人の実習カリキュラムは、実習時間(百八十分間または九十時間)の約七割から八割を支援技術や障害特性の理解を主な指導項目と

し、利用者の生活や活動場面で学んでいましたが、新カリキュラムでは、利用者の生活や活動場面の他、利用者とかかわりの深い人(家族や後見人など)との関係性やその支援、施設の役割や地域社会との関係、権利擁護やエンパワメントといった福祉サービスを提供する際に共通する基本的な考え方や支援のあり方を指導項目に加えしました。実習では、通所支援や相談支援の場面を通して学び、さらに講義や演習を加えた内容にしました。



実習〈オリエンテーション〉

更に、当法人の実習カリキュラムの特徴として、総合施設としてのフィールドを十分に活用した幅広い視点で障害者支援を学べる点があげられます。利用者の住まいの場や日中活動の場、診療所や臨床心理科など医療ケアの場面、地域生活移行の取り組みや地域生活支援、相談支援センターなど、利用者一人一人の生活がどのように組み立てられ、その場面でどのような支援が行われているかなど、いくつもの場面で学生個々に「気づきや学び」が生まれるよう指導項目を増やしました。

新カリキュラム実施の二年目、三年目は、学生の同意に基づいた上で、質問紙によるアンケート調査(自己評価)を実施しました。二年目の平成二十一年度は十七人、三年目の平成二十二年度は三十一人の学生を受入れ、それぞれ調査を実施しました。その結果、「利用者個々の支援」や



実習〈演習〉

「施設の役割」「職業倫理」といった内容では、「実習前は自信がなかったが実習後は出来た」と評価した学生が多く、利用者個々の支援方法や事業内容、施設の機能や役割、職員像についての理解がすすんだことが分かりました。反面、「家族支援や地域支援」「他職種連携」といった利用者を取り巻く環境やネットワークについては「出来なかった」と答えた学生が多く、連携や関係性という目に見えない場面ではイメージにとどまってしまう

した。しかし、これらの項目で「出来なかった」と評価しながらも、実習記録等では、自立支援協議会や連絡会での陪席、受診場面での陪席、個別訪問等について「ソーシャルワークの意義や大切さを痛感した」「利用者のことを多くの人が関わって支援していることが理解できた」との記載が見られ、グループ討議や反省会でも「初めての体験で驚きと新鮮さを覚えた」と、緊張しながらも真剣に取り組んだ学生個々の声を聞くことが出来ました。

今回の三力年の実践結果を通して、今後さらに多様化する福祉ニーズに対応出来る社会福祉士の養成カリキュラムとしての「実習プログラム」を検証し、授業で学ぶことと現場実習が一体で出来るよう、養成校と連携・協力し、実践力の高い人材の養成に努めてまいりたいと思います。

(企画研修課長 原田 将寿)

# 精神科病院に社会的入院をしていた 知的障害者の受け入れと支援の実際②

のぞみの園あじさい寮で、Aさんの有期限（最長で三年間）での受け入れを始めてから一年が経過しました。受入前に入院していた精神科病棟では、一日を保護室で雑誌や新聞を見て過ごし、担当医師や看護師等、ごく少数の人間関係のただで生活されてきました。

あじさい寮利用当初は表情も硬く、ほとんどの時間をベッド上で過ごし、食事時においてのみ自室から出てくるなど、精神科病棟での生活をそのまま引きずり、支援員の言葉掛けに対しても、「いい」「できない」「知らない」等、否定する言葉が多く支援員との関係性を拒否し、周囲と大きな壁を自身で作っているように思われました。また、通常とは異なる声を



配膳準備



夕食後の課題作業

出し続ける、器物破損、支援員を殴る等の不穏状態が数時間に及ぶことから、Aさんの生活を充実させるために必要なスキルの獲得を図り、不穏状態を改善するため、以下の支援目標を設定し、実施しました。

- (1) Aさんと支援者の信頼関係を築く
- (2) 生活リズムを整え規則的な生活習慣を身につける
- (3) 日中活動や、余暇時間等検証しながら見通しの立つ生活を提供する
- (4) 不穏状態（破壊・他傷等粗暴行為）の誘因や原因を探り、医師や臨床心理科と連携し、落ち着いた生活ができるようにする

た。孤立的な生活から利用者皆が集うデイルームで雑誌等を見て過ごすことが多くなるにつれ、「○○さんはしゃべれないね」「○○さんはいつもズボンが反対だね」等と職員に話しかけ、周囲の状況をよく観察していることが窺えられました。衣服の着脱が十分でない利用者に手を差し伸べたり、配膳準備等も職員と一緒にするようになってきました。一方、不穏状態が数時間に及び夜半に対応した支援員に、「昨日の夜は大変だったね」等と他人事のように話しかける一面もありました。

活動の手順や強化子（活動の動機付けとなる物や報酬）、構造化された作業場は、Aさんが安心して、自立的に活動出来る要因となりました。また、行事や外出、買い物も

「好きな物を買おう、おいしいものを買おう、食べる」ではなく、「○○の本を買う」「ハンバーグを食べる」等の具体的に提示した「移動用スケジュー

ル」を所持することで「巡回することなく行動でき、同じく拒否していた脳波検査やMRI検査等も「写真と文字」で提示することにより理解を促し、了解を得て実施することが出来ました。

Aさんに限らず広汎性発達障害の人は、失敗は成功のものにはなりにくく、失敗の中から何かを学んでいくというよりは、むしろ成功体験を積み重ね、併せて賞賛を得ていくことが自己肯定につながっていきます。Aさんは現在二人部屋で生活しています。また、二月には両親の面会があり、「母がおいしかった」と支援員に話していました。Aさんには、のぞみの園で、その体験を積み重ね、精神科病院での生活から市井の中にAさんの在り様を築いて行く支援が求められています。今後

もAさんから得られた情報を再検証し、本人の特性理解を深め、地域での生活を視野に入れた支援を行うことを目指して行きます。

【※掲載されている写真については御本人及び御家族の承諾を頂いております。】

（生活支援部第1課あじさい寮長 茂木 修）

# 『相談支援』について

## ①「障害者相談支援事業」とは

障害者相談支援事業とは、一言で言いますと、平成十八年四月から障害者自立支援法において実施された、障害者やその家族等からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供による障害者の自立した社会生活の実現を目的とした事業です。

さらに、相談支援事業をより効果的に行うために、原則的に市町村毎に地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進しています。

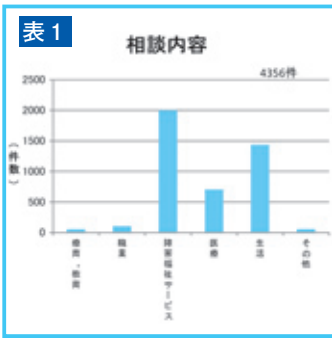
## ②「国立のぞみの園」における障害者相談支援事業の利用状況について

当法人での障害者相談支援事業についてですが、平成十八年十月から事業を開始し、平成十八年十一月に「指定相談支援事業所」として群馬県より指定を受け、平成十九年四月からは高崎市と「高崎市相談支援事業委託契約」を締結し、高崎市にお住

まいの障害のある方の相談支援事業を行っています。

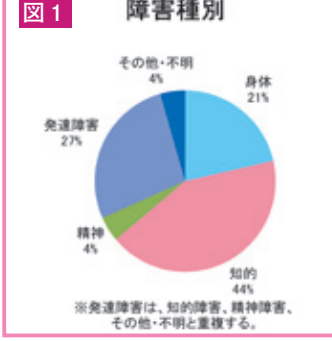
現在は、障害者相談支援事業に加えて、高崎市障害福祉課と連携を行いながら在宅の障害児・者の障害福祉サービス受給者証の更新手続きと障害程度区分認定調査も行っており、さらには、地域の社会資源の改善・開発に向けた調整として、高崎市地域自立支援協議会にも参加しています。また、障害児・者またはそのご家族のお持ちの当事者に関する困りごとや生活のしづらさを、必要な関係者が集まって当事者の思いやニーズに沿った支援策を協議する場としての個別支援会議も実施しています。

平成二十一年度の当法人の相談支援事業の状況については、表1のように



四千三百五十六件となっております。障害福祉サービスに関する相談と生活に関する相談が約七九割を占めています。また、図1のように、相談者の

障害別については知的障害を持つ方からの相談が全体の約四三割を占めていますが、身体障害・精神障害・発達障害さらには障害児を持つ保護者の方からの相談となっております。相談者からの問い合わせは、高崎市内に限らず、近隣の市町村等の在宅の障害を持つ方等からの相談も若干ありました。相談の内容は、自宅での居宅介護サービス利用や外出支援、短期入所利用等における福祉サービスの説明・紹介、行政手続きの関係や障害年金の申請方法、さらには就労や保健医療に関するものなど多岐にわたり、相談方法では、来所による相談以外にも、電話・メールによる相談やご自宅等や通所先等を訪問しての相談がありました。



ご自身での手続き等が難しい方については、福祉サービスの事業者との連絡調整、福祉サービスの利用計画の作成、新たな課題を抱えた方等の相談者の方からの問い合わせには、各利用関係機関にその都度連絡を行っています。障害福祉サービス受給者証の更新手続きについては、七十四件を実施し、障害程度区分認定調査については四十八名（施設入所者七名・在宅者四十一名）を実施しました。

また、地域における相談支援体制の整備についても、高崎市地域自立支援協議会の設置時から相談支援事業所の立場で参加し、他の相談支援事業所等に「地域の障害福祉に関するシステムづくり」についてスーパードバイズを行いました。特に、各部署の運営等を実施し、発達障害支援部会（児童ワーキング）では、他の相談支援事業者等とともに発達障害（特に児童）の方の支援について提言を行い、平成二十三年四月から県内で初めて〇歳児から中学生までの児童を総合的に支援する機関として、「こども発達支援センター」の設置をすることができました。

地域自立支援協議会等にお

いては、現在も各相談者への支援方法や地域福祉の資源開発をはじめ、他の相談支援事業所等にスーパードバイズを行っています。

障害福祉サービスの需要の高まりとともに、今後も障害者相談支援事業の必要性が増えていくと考えられますので、ご質問等がございましたら「国立のぞみの園事業企画部相談支援課相談係」までご連絡をお願いいたします。

### 【連絡先】

事業企画部相談支援課相談係  
(山崎・原田)

(TEL)

〇二七―三二七―三五二〇

(FAX)

〇二七―三二五―二六四六

(事業調整部地域相談支援室  
相談係主査 米本 哲也)

### 編集事務局からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局までご連絡をいただけますと幸いです。

お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、ご連絡をよろしくお願い致します。

### 【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール [webmaster@nozomi.go.jp](mailto:webmaster@nozomi.go.jp)

### 【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1613 (総務部)

FAX 027-327-7628 (直通)

Eメール [info\\_center@nozomi.go.jp](mailto:info_center@nozomi.go.jp)

